

Q&A ～ICT 施工導入に対する助成～

1. 助成対象範囲について

Q. 札幌市の建設局以外(都市局や水道局等)が発注したものでも助成の対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 助成の対象企業は、資本金や従業員数など会社規模に関する条件はありますか？

A. 会社規模の条件はありません。交付要綱第2条の「対象事業主」に該当するかどうかご確認ください。

Q. 取組②「研修等への参加」は WEB によるオンライン開催も対象になりますか？

A. 対象になります。ただし、交付要綱別表1(ア)の②に該当する取組に限ります。

Q. 取組①～③は複数実施しても良いのですか？また、途中で取組を追加しても認められますか？

A. 複数実施することは可能です。また、同じ年度内に取組を追加することも可能です。

Q. 取組③「社内研究・研修等の開催」の「外部専門家」は、ICT施工経験のあるグループ会社など、他の建設会社の技術者でも講師として認められますか？

A. 認められる可能性があります。様式2—③の「講師選定理由」に技術者の経験等を具体的に記載してください。

Q. 取組②「研修等への参加」や取組③「社内研究・研修等の開催」で助成を受けた場合は、必ず実際の ICT 施工を実施しなければならないのですか？

A. 必ず実施しなければならないものではありません。研修等へ参加しやすいよう、実際の ICT 施工の実施は取組②、③の助成の条件にはしていません。

Q. 前年度以前に行った取組も助成対象となりますか？

A. 対象になりません。申請年度内に行った取組のみ助成対象となります。

Q. 令和3年度に行った取組は交付要綱の施行日以前のもので対象となりますか？

A. 対象になります。ただし、令和3年度中に申請及び成果報告を行う必要があります。

2. 助成交付申請時の提出資料について

Q. 取組①～③を複数実施する場合、工事契約書の写しなど重複する書類は複数枚必要ですか？

A. 重複する書類は1枚のみ提出してください。

Q. 取組①「ICT 施工の実践」で添付する「関係図面」とは、どの程度、詳細なものが必要ですか？

A. 書類の簡素化の観点から、予定数量が分かる最小限の図面を提出してください。

3. 成果報告時の提出資料について

Q. 必要経費の内訳を示す、請求書や領収書等の提出は必要ですか？

A. 提出は不要です。ただし、交付要綱第9条に基づく調査を行った際には、ご協力をお願いします。

Q. 取組①「ICT 施工の実践」を実施した場合、設計や施工管理に係る3次元データの提出は必要ですか？

A. 提出は不要です。実施計画書に記載した内容(工種、段階施工等)を確認できる実施状況写真を提出してください。